

カスタムポリシーアップデート

(税関の重要政策と最新動向)

2018年7月



税関が税関監督管理貨物の輸出入専用の船舶と航空機等の運送工具に関する電子申告書の書式を改定

2018年7月5日、税関総署は「中華人民共和国船舶とん税法」の実施に伴い、運送工具の電子申告書の基準化を図り、税関監督管理貨物の輸出入専用の船舶・航空機等の運送工具の入港時の電子申告書の様式を改正し、「第83号公告」を公布した。

同公告によって、外国貿易機・外国貿易船及び税関監督管理貨物を運送する船舶及び航空機の入港時に必要な税関申告書の電子版書式は①「入出国する船舶・航空機の申告書タイプ、X・M・L Schema」、②「入出国する船舶・航空機の申告説明書」、③「入出国する船舶・航空機の申告書、様式変更届」に改められた。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

輸出監督管理倉庫貨物の出入庫リストの関連事項

2018年7月6日、税関総署は、企業が行う輸出監督管理倉庫貨物の出入庫手続きの簡素化を図るため、「第85号公告」を公布した。

同公告に従い、保税照合抹消リスト（もしくは増減照合表）を用いて輸出監督管理倉庫貨物の出入庫手続きを行う企業に対しては、税関に「輸出監督管理倉庫貨物の入庫リスト」及び「輸出監督管理倉庫貨物の出庫リスト」が不要となる。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

輸出貨物の検査検疫に対する監督管理の改善に関する公告

2018年7月11日、税関総署は国務院の機構改革要求に従い、全国通関一体化及び貿易円滑化を促進し、輸出貨物の検査検疫に対する監督管理を改善するため、「第89号公告」を公布した。

同公告に従い、通関申告前、企業は検査検疫を実施すべき輸出貨物の産地／組立地の税関に検査申請を提出する。税関は、検査検疫の監督管理実施後、電子台帳に登録し、電子台帳のデータ・コードを企業にフィ

ードバックする。合格企業に検査検疫証明書を発行する。通関申告時、企業は電子台帳のデータ・コードを入力し、輸出通関手続きを行う。同公告は 2018 年 8 月 1 日より施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

■ 検査検疫証明書類の電子化に関する公告

2018 年 7 月 11 日、税関総署は対外貿易の更なる円滑化を図り、通関効率を高めるため、「第 90 号公告」を公布した。

同公告に従い、申請者は税関に検査検疫手続きを申請する際、証明書類の電子化情報のみを提出し、紙文書の提出が不要となった。また、申請者は電子証明書における情報の実在性及び有効性を保証し、規定に基づき紙質文書を保存しておく必要がある。紙質文書の検証が必要と判断された場合、申告者が紙質文書を補足し、税関に提出しなければならない。同公告は 2018 年 8 月 1 日より施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

■ 外国貿易機・外国貿易船及び積荷目録管理関連事項の改正に関する公告

2018 年 7 月 13 日、税関総署は、外国貿易機・外国貿易船及び積荷目録管理の関連事項に関する公告を公布した。

同公告では、メイン船荷証券及びサブ船荷証券の定義、備案（届出）、国内経由・トランシップ・トランジット貨物の情報流通、時限規定、港に卸さず船に直接積載する輸出貨物の報告の伝送及び積込、同一船舶にコンテナー貨物と非コンテナー貨物混載入国との取扱い、出入国空きコンテナーのデジタルデータなどが含まれる。同公告は公布された日から施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

■ 「税関専用納付書」印刷改革の試行に関する公告

2018 年 7 月 24 日、税関総署、財務部、国家税務総局及び国家档案局は共同で表題の公告を公布した。同公告に従い、2018 年 8 月 31 日より、前期の試行に基づき、「税関専用納付書」印刷改革の試行範囲が拡大される。各直属税関は、改革試行に追加される業務現場の範囲を決定し、税関総署に報告することになっている。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

■ アメリカ原産の標準型シングルモード光ファイバー輸入におけるダンピング及びダンピング幅に対する期間再審の裁定について

2018 年 7 月 10 日、商務部は、「第 53 号公告」を公布した。同公告に従い、2018 年 7 月 11 日より、アメリカ原産の標準型シングルモード光ファイバーの輸入に対し、異なる税率でアンチダンピング税を徴収する。具体的には、コーニング社(Corning Inc.)に対し 37.9%、OFS 社(OFS Fitel,LLC)に対し 33.3%、Draka 社(Draka Communications Americas,Inc.)に対し 78.2%、またその他のアメリカ会社に対し 78.2% の税率でそれぞれ徴収する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

■ 日本・アメリカ原産の光ファイバー用プリフォームに対するアンチダンピング措置の期末再審の裁定について

2018年7月10日、商務部は、「第57号公告」を公布した。同公告に従い、日本・アメリカ原産の光ファイバー用プリフォームの輸入に対するアンチダンピング税の徴収を継続的に実施し、実施期間は5年である。詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

韓国・日本原産のニトリルゴム輸入に対するアンチダンピング調査の初期裁定について

2018年7月16日、商務部は、「第61号公告」を公布した。同公告に従い、2018年7月16日より、輸入業者は韓国・日本原産のニトリルゴムを輸入する際、初期裁定で決められた各社の保証金比率に基づき中国人民共和国税関に保証金を納付する。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。



地方税関政策の最新動向

成都税関、「先入区、後通関」作業モデルを実施

2018年6月29日、成都税関は、成都税関管轄区域の税関特殊監督管理区域における出入国貨物の通関簡素化を図り、「第12号公告」を公布した。同公告では、特殊区域において国外輸入貨物の「先入区、後通関」作業モデルの定義、関係業者が満たすべき要件、操作のプロセスなどが規定されている。当該公告は2018年7月1日より施行される。

詳細は[こちらのリンク](#)をご参照ください。

太原税関、「数回に輸出入する貨物を一括に申告」作業モデルの関連問題に関する公告

2018年7月16日、太原税関は、税関管轄区域の保税物流貨物の通関簡素化、及び区域に輸出入する貨物の「数回輸出入、一括に申告」の監督管理モデルの規範化を推進するため、「第9号公告」を公布した。同公告では、区域内の企業が「数回に輸出入する貨物を一括に申告」に適用する要件、操作のプロセス、当作業モデルの一時停止に関する状況などが規定されている。同公告は公布された日から施行される。

Contact us お問合せ先

Northern China 華北地域

Eric Zhou 周重山（関税ナショナルリーダー）
Partner パートナー
Email: ec.zhou@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7610](tel:+86(10)85087610)

Lisa Li 李輝（日本語可）
Director ディレクター
Email: lisa.h.li@kpmg.com
Tel: [+86 \(10\) 8508 7638](tel:+86(10)85087638)

Central and Eastern China 華中・華東地域

Naoko Hirasawa 平澤尚子
Partner パートナー
Email: naoko.hirasawa@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3098](tel:+86(21)22123098)

Jie Xu 徐潔（日本語可）
Partner パートナー
Email: jie.xu@kpmg.com
Tel: [+86 \(21\) 2212 3678](tel:+86(21)22123678)

Sothern China 華南地域

Vivian Chen 陳蔚 (日本語可)

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: [+86 \(755\) 2547 1198](tel:+86(755)25471198)